

## 条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名		職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	
条 例 番 号	昭和 41 年神奈川県条例第 29 号	法 規 集	第 2 編第 15 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第 55 条の 2 第 6 項の規定に基づき、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する事項を定めている。		
検討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  〔現在でも必要な条例か。〕	地方公務員法の規定により、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する事項は、条例で定めるものとされており、必須の条例である。	
	有効性  〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	職員が給与を受けながら、職員団体のため、その業務を行い又は活動することができる場合を特例として定めており、公務優先を原則としつつ、職員団体の活動に有効に機能している。	
	効率性  〔現行の内容で効率的といえるか。〕	職員が給与を受けながら職員団体のためその業務を行い又は活動することができる場合は、地方公務員法第 35 条の規定により職務に専念する義務を免除された場合に限定するとともに、その運用に際しては厳正を期しているところであり、適正なものとなっている。	
	基本方針適合性  〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性  〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
見直し結果	その他		
	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	理由  現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特記事項
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無